

第2章 全体計画・施設

- 1 全体計画及び整備状況
- 2 公共下水道計画経過一覧
- 3 流域下水道都市計画決定経過一覧
- 4 下水排除基準
対象物質・項目の用語説明
- 5 下水道普及率
- 6 特定事業場等の状況
- 7 特定事業場等及び監視状況
- 8 流域下水道接続点関係 水質監視状況
- 9 特別排水設備設置状況
- 10 萱野汚水中継ポンプ場施設概要
- 11 マンホールポンプ一覧表
- 12 マンホールポンプ配置図

1 全体計画及び整備状況

項目	単位	17年度 (基準年度)	18年度		19年度		20年度		21年度	
				趨勢比		趨勢比		趨勢比		趨勢比
行政区域内人口	人	126,848	126,783	99.9%	126,863	100.0%	127,402	100.4%	128,902	101.6%
市街地人口	人	121,241	120,991	99.8%	121,212	100.0%	121,191	100.0%	122,338	100.9%
全体計画人口	人	169,100	169,100	100.0%	169,100	100.0%	169,100	100.0%	169,100	100.0%
排水区域内人口	人	126,799	126,740	100.0%	126,813	100.0%	127,352	100.4%	128,852	101.6%
処理区域内人口	人	126,799	126,740	100.0%	126,813	100.0%	127,352	100.4%	128,852	101.6%
水洗便所設置済人口	人	126,578	126,521	100.0%	126,602	100.0%	127,144	100.4%	128,641	101.6%
行政区域積	ヘクタール	4,784	4,784	100.0%	4,784	100.0%	4,784	100.0%	4,784	100.0%
市街地面積	ヘクタール	1,390	1,405	101.1%	1,405	101.1%	1,405	101.1%	1,405	101.1%
全体計画積	ヘクタール	2,270	2,270	100.0%	2,281	100.5%	2,326	102.5%	2,326	102.5%
排水区域内積	ヘクタール	1,349	1,367	101.3%	1,519	112.6%	1,539	114.1%	1,551	115.0%
処理区域内積	ヘクタール	1,349	1,367	101.3%	1,519	112.6%	1,539	114.1%	1,551	115.0%

備考 趨勢比は基準年度を100として算定した数値

2 公共下水道計画経過一覧

(単位：ヘクタール)

項目	原田処理区 (猪名川流域関連公共下水道)		中央処理区 (安威川流域関連公共下水道)		池田処理区 (池田処理区公共下水道)		認可面積
	告示年月日 告示番号	面積	告示年月日 告示番号	面積	告示年月日 告示番号	面積	
都市計画決定	昭和42年8月8日 建設省告示 第2255号	242					242
	昭和43年3月26日 建設省告示 第442号	242					242
	昭和43年11月6日 建設省告示 第3303号	520					520
	昭和46年4月9日 箕面市告示 第18号	676					676
	昭和48年7月24日 箕面市告示 第44号	938			昭和48年7月24日 箕面市告示 第44号	(9)	938
	昭和52年3月22日 箕面市告示 第14号	1,114	昭和52年3月22日 箕面市告示 第14号	304	昭和52年3月22日 箕面市告示 第14号	9	1,427
	昭和54年3月7日 箕面市告示 第13号	1,115	昭和54年3月7日 箕面市告示 第13号	374			1,498
			昭和58年10月19日 箕面市告示 第57号	405			1,529
	昭和61年3月6日 箕面市告示 第9号	1,077					1,491
	平成5年3月11日 箕面市告示 第12号	1,077	平成5年3月11日 箕面市告示 第12号	562			1,648
	平成8年2月21日 箕面市告示 第10号	汚水1,485 雨水1,393					汚水2,056 雨水1,964
	平成11年8月31日 箕面市告示 第88号	汚水1,485 雨水1,393	平成11年8月31日 箕面市告示 第88号	590			汚水2,084 雨水1,992
	平成15年12月12日 箕面市告示 第149号	汚水1,485 雨水1,393					汚水2,084 雨水1,992
	平成16年12月28日 箕面市告示 第130号	汚水1,485 雨水1,393	平成16年12月28日 箕面市告示 第130号	590	平成16年12月28日 箕面市告示 第130号	9	汚水2,084 雨水1,992
			平成19年7月2日 箕面市告示 第95号	705			汚水2,199 雨水1,992
平成21年8月20日 箕面市告示 第110号	汚水1,612 雨水1,612					汚水2,326 雨水2,326	
都市計画事業認可	昭和42年8月8日 建設省告示 第2255号	242					242
	昭和43年3月26日 建設省告示 第442号	242					242
	昭和43年11月6日 建設省告示 第3303号	320					320
	昭和47年6月5日 大阪府告示 第775号	476					476
	昭和48年9月21日 大阪府告示 第1534号	737			昭和48年9月21日 大阪府告示 第1534号	(9)	737
	昭和52年6月15日 大阪府告示 第845号	795	昭和52年6月15日 大阪府告示 第846号	215			1,010
	昭和53年5月10日 大阪府告示 第720号	810					1,025
	昭和54年7月25日 大阪府告示 第1079号	959	昭和54年7月25日 大阪府告示 第1079号	280	昭和55年3月28日 大阪府告示 第450号	9	1,248
	昭和58年10月7日 大阪府告示 第1301号	989	昭和58年12月16日 大阪府告示 第1632号	352	昭和58年3月7日 大阪府告示 第306号	9	1,350
	昭和61年11月25日 大阪府告示 第1592号	1,031	昭和61年11月25日 大阪府告示 第1592号	405			1,445
					平成1年3月27日 大阪府告示 第429号 (認可期限 平成8年3月31日)	9	1,445
	平成4年3月30日 大阪府告示第441号 (認可期限 平成9年3月31日)	1,031	平成4年3月30日 大阪府告示 第441号 (認可期限 平成9年3月31日)	405			1,445
					平成8年3月25日 大阪府告示 第552号 (認可期限 平成15年3月31日)	9	1,445
	平成9年3月26日 大阪府告示 第476号 (認可期限 平成16年3月31日)	汚水1,123 雨水1,031	平成9年3月26日 大阪府告示 第475号 (認可期限 平成16年3月31日)	399			汚水1,531 雨水1,439
			平成14年3月29日 大阪府告示 第538号 (認可期限 平成18年3月31日)	427			汚水1,559 雨水1,467
				平成15年3月28日 大阪府告示 第563号 (認可期限 平成22年3月31日)	9	汚水1,559 雨水1,467	

備考 ()は、当時、池田処理区が原田処理区に含まれていたことを示す。

(単位：ヘクタール)

項目	原田処理区 (猪名川流域関連公共下水道)		中央処理区 (安威川流域関連公共下水道)		池田処理区 (池田処理区公共下水道)		認可面積
	指令年月日 指令番号	面積	指令年月日 指令番号	面積	指令年月日 指令番号	面積	
都市計画事業認可	平成16年3月30日 大阪府告示 第673号 (認可期限 平成22年3月31日)	汚水1,123 雨水1,031	平成16年3月30日 大阪府告示 第673号 (認可期限 平成22年3月31日)	427			汚水1,559 雨水1,467
			平成20年3月31日 大阪府告示 第655号 (認可期限 平成25年3月31日)	汚水490 雨水427			汚水1,622 雨水1,467
	平成22年3月31日 大阪府告示 第537号 (認可期限 平成28年3月31日)	汚水1,253 雨水1,169					汚水1,752 雨水1,605
下水道事業認可	昭和42年6月20日 建設省大阪府都下発 第28号	242					242
	昭和44年3月18日 建設省大阪府都下発 第21号の2	320					320
	昭和47年5月15日 大阪府指令下 第68号	476					476
	昭和48年8月7日 大阪府指令下 第206号	737			昭和48年8月7日 大阪府指令下 第206号	(9)	737
	昭和52年6月9日 大阪府指令下 第128号	795	昭和52年6月9日 大阪府指令下 第130号	215	昭和52年6月9日 大阪府指令下 第129号	9	1,019
	昭和53年3月15日 大阪府指令下 第776号	810					1,034
	昭和54年7月3日 大阪府指令下 第129号	959	昭和54年7月3日 大阪府指令下 第129号	280			1,248
					昭和58年3月9日 大阪府指令下 第795号	9	1,248
	昭和58年8月22日 大阪府指令下 第375号	989	昭和58年11月10日 大阪府指令下 第547号	360			1,358
	昭和61年8月21日 大阪府指令下 第196号	汚水1,126 雨水1,031	昭和61年8月21日 大阪府指令下 第196号	汚水 452 雨水 405			汚水1,587 雨水1,445
					平成1年3月13日 大阪府指令下 第407号 (認可期限 平成8年3月31日)	9	汚水1,587 雨水1,445
	平成6年3月17日 大阪府指令下 第455号 (認可期限 平成12年3月31日)	汚水1,128 雨水1,031	平成6年3月17日 大阪府指令下 第455号	汚水 456 雨水 405			汚水1,593 雨水1,445
			平成7年3月24日 大阪府指令下 第407号 (認可期限 平成14年3月31日)	汚水 612 雨水 562			汚水1,749 雨水1,602
					平成8年3月21日 大阪府指令下 第401号 (認可期限 平成15年3月31日)	9	汚水1,749 雨水1,602
	平成9年3月17日 大阪府指令下 第354号 (認可期限 平成16年3月31日)	汚水1,220 雨水1,031					汚水1,841 雨水1,602
			平成11年12月13日 大阪府指令下 第242号 (認可期限 平成17年3月31日)	汚水 612 雨水 562			汚水1,841 雨水1,602
	平成12年5月30日 大阪府指令下 第74号 (認可期限 平成16年3月31日)	汚水1,220 雨水1,031					汚水1,841 雨水1,602
		平成14年3月27日 大阪府指令下 第349号 (認可期限 平成18年3月31日)	汚水 638 雨水 590			汚水1,867 雨水1,630	
				平成15年3月19日 大阪府指令下 第298号 (認可期限 平成22年3月31日)	9	汚水1,867 雨水1,630	
平成16年3月25日 大阪府指令下 第2792号 (認可期限 平成22年3月31日)	汚水1,330 雨水1,141	平成16年3月25日 大阪府指令下 第2792号 (認可期限 平成22年3月31日)	汚水 638 雨水 590			汚水1,977 雨水1,740	
		平成20年3月28日 大阪府指令下 第2209号 (認可期限 平成25年3月31日)	汚水 654 雨水 590			汚水1,993 雨水1,740	
平成21年12月3日 大阪府指令下 第1764号 (認可期限 平成28年3月31日)	汚水1,357 雨水1,169			平成22年3月30日 大阪府指令下 第2388号 (認可期限 平成28年3月31日)	9	汚水2,020 雨水1,768	

備考 ()は、当時、池田処理区が原田処理区に含まれていたことを示す。

3 流域下水道都市計画決定経過一覧

(単位：ヘクタール)

猪 名 川 流 域 下 水 道			
告示年月日 告示番号	計 画 面 積		関 係 市 町
		箕 面 市 分	
昭和41年11月7日 建設省告示 第3658号	5,650.5	1,100	箕面市、池田市、豊中市 伊丹市、川西市
昭和43年5月15日 建設省告示 第1438号	(執行行政庁の変更)		同 上
昭和43年9月17日 建設省告示 第2702号	(管渠・処理場の変更)		同 上
昭和44年5月20日 建設省告示 第2700号	兵庫県側 (右岸幹線ルートの変更)		同 上
昭和45年12月25日 兵庫県告示 第1696号	(同 上)		同 上
昭和46年9月17日 大阪府告示 第1279・1280号	大阪府側 4,497	1,100	箕面市、池田市、豊中市 豊能町
昭和46年10月26日 兵庫県告示 第1504号	兵庫県側 5,961	—	伊丹市、川西市、宝塚市 猪名川町
昭和60年8月30日 大阪府告示 第1079号	大阪府側 4,539	1,142	箕面市、池田市、豊中市 豊能町
昭和60年8月30日 兵庫県告示 第1376号の2	兵庫県側 5,961	—	伊丹市、川西市、宝塚市 猪名川町
平成2年10月5日 大阪府告示 第1142号	(余野川幹線の変更)		箕面市、池田市、豊中市 豊能町
平成2年10月5日 兵庫県告示 第1462号	(余野川幹線の変更)		伊丹市、川西市、宝塚市 猪名川町
平成5年12月20日 大阪府告示 第1805号	大阪府側 5,045	1,142	箕面市、池田市、豊中市 豊能町
平成6年12月20日 兵庫県告示 第1810号	兵庫県側 6,217	—	伊丹市、川西市、宝塚市 猪名川町
平成8年2月21日 大阪府告示 第279号	大阪府側 5,470	1,567	箕面市、池田市、豊中市 豊能町
平成10年12月18日 大阪府告示 第1968号	(幹線表示の見直し)		同 上
平成13年2月27日 大阪府告示 第 271号	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水計画レベルアップ ・雨水貯留施設追加 ・排水区域の表示方法の見直し 		同 上
平成16年12月28日 大阪府告示 第2408号	(北部大阪都市計画猪名川流域 下水道に名称の変更)		同 上

(単位：ヘクタール)

安 威 川 流 域 下 水 道			
告示年月日 告示番号	計 画 面 積		関 係 市
		箕 面 市 分	
昭和42年9月8日 建設省告示 第2875号	6,466.4	521	箕面市、高槻市、吹田市 茨木市、摂津市
昭和43年12月18日 建設省告示 第4021号	(幹線の追加)		同 上
昭和45年7月27日 大阪府告示 第1138号	(幹線ルートの変更)		同 上
昭和46年9月17日 大阪府告示 第1281号	(分流式に一部変更)		同 上
昭和51年9月20日 大阪府告示 第1316号	(摂津ポンプ場の分流化)		同 上
昭和56年2月26日 大阪府告示 第 231号	(区域の一部変更)		同 上
昭和63年3月2日 大阪府告示 第 246号	6,909	521	箕面市、高槻市、吹田市 茨木市、摂津市、豊中市
平成4年5月8日 大阪府告示 第 625号	8,176	694	同 上
平成10年12月18日 大阪府告示 第1969号	(幹線表示の見直し)		同 上
平成13年2月27日 大阪府告示 第 272号	(排水区域の表示方法の見直し)		同 上
平成16年12月28日 大阪府告示 第2408号	(北部大阪都市計画安威川流域 下水道に名称の変更)		同 上
平成18年8月11日 大阪府告示 第1686号	(中央処理場を中央水みらい センターに名称の変更)		同 上

4 下水排除基準

対象者 対象物質又は項目		公 共 下 水 道 の 使 用 者					
		特定事業場の事業主			非特定事業場の事業主		
		50m ³ /日以上	30m ³ /日以上	30m ³ /日未満	50m ³ /日以上	50m ³ /日未満	
有	カドミウム及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	
	シアン化合物	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	
	有機りん化合物	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	
	鉛及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	
	六価クロム化合物	0.5mg/ℓ以下	0.5mg/ℓ以下	0.5mg/ℓ以下	0.5mg/ℓ以下	0.5mg/ℓ以下	
	ひ素及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/ℓ以下	0.003mg/ℓ以下	0.003mg/ℓ以下	0.003mg/ℓ以下	0.003mg/ℓ以下	
	害	トリクロロエチレン	0.3mg/ℓ以下	0.3mg/ℓ以下	0.3mg/ℓ以下	0.3mg/ℓ以下	0.3mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン		0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	
ジクロロメタン		0.2mg/ℓ以下	0.2mg/ℓ以下	0.2mg/ℓ以下	0.2mg/ℓ以下	0.2mg/ℓ以下	
四塩化炭素		0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下	
1,1-ジクロロエチレン		0.2mg/ℓ以下	0.2mg/ℓ以下	0.2mg/ℓ以下	0.2mg/ℓ以下	0.2mg/ℓ以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/ℓ以下	0.4mg/ℓ以下	0.4mg/ℓ以下	0.4mg/ℓ以下	0.4mg/ℓ以下	
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/ℓ以下	3mg/ℓ以下	3mg/ℓ以下	3mg/ℓ以下	3mg/ℓ以下	
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/ℓ以下	0.06mg/ℓ以下	0.06mg/ℓ以下	0.06mg/ℓ以下	0.06mg/ℓ以下	
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	
物	チウラム	0.06mg/ℓ以下	0.06mg/ℓ以下	0.06mg/ℓ以下	0.06mg/ℓ以下	0.06mg/ℓ以下	
	シマジン	0.03mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	
	チオベンカルブ	0.2mg/ℓ以下	0.2mg/ℓ以下	0.2mg/ℓ以下	0.2mg/ℓ以下	0.2mg/ℓ以下	
	ベンゼン	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	
	セレン及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	
	ほう素及びその化合物	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	
	ふっ素及びその化合物	8mg/ℓ以下	8mg/ℓ以下	8mg/ℓ以下	8mg/ℓ以下	8mg/ℓ以下	
	フェノール類	5mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	
	銅及びその化合物	3mg/ℓ以下	3mg/ℓ以下	3mg/ℓ以下	3mg/ℓ以下	3mg/ℓ以下	
	亜鉛及びその化合物	5mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	
環	鉄及びその化合物	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	
	マンガン及びその化合物	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	
	クロム及びその化合物	2mg/ℓ以下	2mg/ℓ以下	2mg/ℓ以下	2mg/ℓ以下	2mg/ℓ以下	
	よう素及びその化合物	220mg/ℓ未満	220mg/ℓ未満	220mg/ℓ未満	220mg/ℓ未満	220mg/ℓ未満	
	色又は臭気	支障をきたさないこと	支障をきたさないこと	支障をきたさないこと	支障をきたさないこと	支障をきたさないこと	
	ダイオキシン類	10pg-TEQ/ℓ以下	10pg-TEQ/ℓ以下	10pg-TEQ/ℓ以下	10pg-TEQ/ℓ以下	10pg-TEQ/ℓ以下	
	温度	45(40)℃未満	45(40)℃未満	45(40)℃未満	45(40)℃未満	45(40)℃未満	
	アンモニア性窒素、亜硝酸性 窒素及び硝酸性窒素含有量	380(125)mg/ℓ以下	380(125)mg/ℓ以下	380(125)mg/ℓ以下	380(125)mg/ℓ以下	380(125)mg/ℓ以下	
	水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	
	目	生物学的酸素要求量 (5日間)	600mg/ℓ未満 (300)mg/ℓ未満	—	—	600(300)mg/ℓ未満	—
浮遊物質		600mg/ℓ未満 (300)mg/ℓ未満	—	—	600(300)mg/ℓ未満	—	
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量		鉱物油類	① 5mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	① 5mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下
			② 4mg/ℓ以下			② 4mg/ℓ以下	
			③ 3mg/ℓ以下			③ 3mg/ℓ以下	
動植物 油脂類		① 30mg/ℓ以下	30mg/ℓ以下	30mg/ℓ以下	① 30mg/ℓ以下	30mg/ℓ以下	
		② 20mg/ℓ以下			② 20mg/ℓ以下		
		③ 10mg/ℓ以下			③ 10mg/ℓ以下		
窒素含有量		240(150)mg/ℓ未満	240(150)mg/ℓ未満	240(150)mg/ℓ未満	240(150)mg/ℓ未満	240(150)mg/ℓ未満	
りん含有量		32(20)mg/ℓ未満	32(20)mg/ℓ未満	32(20)mg/ℓ未満	32(20)mg/ℓ未満	32(20)mg/ℓ未満	

備考 1 []内は、「下水の排除の制限による規制」が適用されるので、基準値を超える水質の下水の排除が禁止されており、違反した場合は、直ちに処罰されます。

2 []内は、「除害施設設置等による規制」が適用されるので、基準に適合した下水を排除するよう除害施設を設置するなど必要な措置を講じなければなりません。

3 ()内は、製造業又はガス供給業に適用されます。

4 「ノルマルヘキサン抽出物質含有量」の欄中①は1日当たりの平均的な下水の排水量が1,000m³未満②は1,000m³以上5,000m³未満③は5,000m³以上に適用されます。

対象物質・項目の用語説明

○カドミウム

亜鉛や鉛に伴って産出される。毒性が強く、動植物体に蓄積しやすい。銀白色の柔らかい重金属で、合金の成分として、電池やメッキの材料、染料となるなど用途が広い。

○シアン

特異臭を持つ有毒な無色の気体。シアン化カリウム（青酸カリ）やシアン化ソーダは、毒物として有名である。主な発生源は金属加工工場やガス工場であり、これを含む排水が下水道管に流入した場合、空気中にシアンが浮離し、そのため管内の作業員が死亡、または中毒を起こす危険がある。

○有機りん

パラチオン、メチルパラチオン、EPN 及びメチルジメトンの 4 種の有機りん系農薬を指す。いずれも強力な殺虫剤である反面、人や動物に対する毒性が極めて強い。

○鉛

青みを帯びた灰色の金属で柔らかく重い。主な発生源は鉱山排水、工場排水や上水道の鉛管等。慢性中毒として脳障害や精神障害を引き起こす。

○クロム、六価クロム

主な発生源は金属表面加工業、電気メッキ工業等。六価クロムを含む酸性排水は少量でもその強い酸化力のため管渠を腐食させる。また処理場においては生物処理機能に障害をきたす。通常、クロム化合物は二、三、六価のものがあり、特に六価クロムは毒性が強く三価の 100 倍とされている。

○ひ素

生物体に強い毒性を持つ。農薬、染料などに用いられる。主な発生源は鉱山、銅精錬所、農薬医薬品工場等。また、天然にも温泉水や地表水に高濃度で含まれていることがある。

○水銀

無機水銀と有機水銀に分けられる。常温では唯一液状の金属であり、銀白色の重い液体。主な発生源は工場排水や農薬等。古くから知られた毒物で、食物連鎖により濃縮される危険なものである。

○アルキル水銀

有機水銀の一つであり、神経をおかす。「水俣病」の原因物質である。各種のアルキル水銀のうちメチル水銀の慢性毒性が最も強く、エチル水銀はそれより 1~3 割毒性が弱いとされている。食物連鎖により濃縮されるので危険なものである。通常の浄化処理では除去分解は困難である。主な発生源は化学工場、乾電池製造業等。

○ポリ塩化ビフェニル

天然には全く存在しない合成有機塩素系化合物。熱や各種化学薬品に対して安定な油状物質で水に不溶である。昭和 47 年に製造が中止されているが、過去に熱媒体、感圧紙（ノンカーボン紙）、家庭用電気製品、印刷インク等に広く使用されているため、それらの廃棄又は損壊に伴って下水道へ流出する可能性が残っている。

○トリクロロエチレン

有機塩素系化合物の一種。合成物質で天然には存在しない。無色透明の液体で不燃性。環境への侵入は、蒸気圧の高さのために、主に揮散して大気へ移行する。一方、比重が重く土壌吸着能が低いために地下水汚染を引き起こす。体内に蓄積して肝臓、腎臓障害や中枢神経障害を起こし、発ガン性が懸念される。主に金属洗浄に用いられる他、生ゴム、染料の溶剤等に使用され、工場排水などに含まれる。

○テトラクロロエチレン

有機塩素系化合物の一種。合成物質で天然には存在しない。芳香のある無色透明の液体。肝臓、腎臓障害や中枢神経障害を起こし、発ガン性が懸念される。主にドライクリーニング剤として用いられる他、医薬品、香料、溶剤に使用される。

○ジクロロメタン

有機塩素系化合物の一種。芳香のある無色透明の液体。揮発性が高いことから大部分は大気に揮散する。麻酔作用及び中枢神経障害を起こし、発ガン性が懸念される。主に、塗料の剥離剤、プリント基盤洗浄剤等に使用されている。

○四塩化炭素

有機塩素系化合物の一種。無色透明の液体で不燃性。蒸気圧が高く、大気に移行する割合が高い。肝臓、腎臓障害や中枢神経障害を起こし、発ガン性が懸念される。

○1,2-ジクロロエタン

有機塩素系化合物の一種。無色透明の液体。環境への放出先は、大部分が大気であり、表層水及び地下水への直接的な流出は比較的小さい。肝臓、腎臓に障害を起こし、発ガン性が懸念される。主に、塩化ビニル等樹脂の原料、フィルム洗浄剤等に使用されている。地下水汚染が懸念される。

○1,1-ジクロロエチレン

有機塩素系化合物の一種。無色透明の液体。環境中への侵入は、その製造過程及びポリマー製造の原料として使用される際に起こるものと考えられる。麻酔作用がある。主に、塩化ビニル等樹脂の原料、フィルム洗浄剤として使用される。

○シス-1,2-ジクロロエチレン

有機塩素系化合物の一種。無色透明の液体。生産や使用の過程で大気中に揮散し、また、排水とともに環境中に放出される。麻酔作用がある。トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機塩素化合物から脱塩素化により生成する。

○1,1,1-トリクロロエタン

有機塩素系化合物の一種。芳香のある無色透明の液体。揮発性が高く水中へ放出されても表面から大気中へ揮散する。土壌へ放出された一部は、地下水に浸透し地下水汚染を引き起こす。大気中では比較的安定で、広域に拡散しやすくオゾン層破壊の原因物質の一つとなっている。中枢神経への影響がある。

○1,1,2-トリクロロエタン

有機塩素系化合物の一種。芳香のある無色透明の液体。使用の場から排水として環境へ放出される。揮発性が高く水中から揮散して大気へ移行する。また、生物濃縮性、土壌吸着性、生分解性も低い一部は地下水に浸透し、地下水を汚染する。中枢神経への影響があり、1,1,1-トリクロロエタンより数倍作用が強いと言われ、発ガン性が懸念される。主に、塩化ビニリデン（1,1-ジクロロエチレン）の原料として使用される。

○1,3-ジクロロプロペン

農薬・有機塩素系化合物の一種。無色の刺激臭を持つ液体。土壌線虫専用の殺虫剤 D-D 剤有効成分である。環境中の主な放出は、土壌くん蒸剤等の使用による。そのため土壌中に存在している。土壌中の生分解を受けるため、地下水から検出しにくい。また、揮発性が高いため水中から速やかに揮発し、大気中に移行される。発ガン性が懸念される。

○チウラム

農薬。無色の結晶の殺菌剤。種子消毒、茎葉散布剤として単用のほか他剤と混合し使用される。分解が速いため環境中での寿命は短いと考えられる。また、ゴムの硫黄加硫促進剤としても用いられる。

○シマジン

農薬。白色の結晶の畑地土壌処理剤。野菜、果樹、芝生に除草剤として用いられる。春秋の雑草発生前に散布。安定性が高い分、残留性が高い。

○チオベンカルブ

農薬。無色の液体の土壌処理剤。水田除草剤として用いられる。雑草の発芽期ないし生育初期に散布する。

○ベンゼン

揮発性有機化合物の一種。無色の液体で特異な臭気を持つ。白血病及び再生不良性貧血の要因となり、発ガン性が懸念される。化学合成原料、溶剤等に用いられる他、ガソリン中に1%前後含まれる。

○セレン

金属セレンは灰色の光沢のある固体で、自然界に広く存在するが、その濃度は地域的変動が大きい。セラミックス、半導体、光電池、整流器等広く使用されている。多量に摂取すると中毒症状を起こす。

○ほう素

黒色のかたい固体で、通常ほう砂やほう酸の形で使用されている。金属精錬時の脱酸剤、中性子吸収剤、防腐消毒剤、ガラス、陶磁器、皮なめし等広く使用されている。胃腸障害、皮膚紅疹、抑うつ病を伴う中枢神経障害を起こす。

○ふっ素

特異な臭気を持つ黄緑色気体。通常ふっ化水素酸またはその塩の形で使用されている。ガラスの侵食作用を利用したガラスのつや消し、金属洗浄剤防腐剤、ほうろうのうわぐすり等に使用される。ふっ素の飲料水からの長期的摂取による影響として、はん状歯の発生がある。一方、適度のふっ素イオンは虫歯予防に効果があることが認められている。

○フェノール類

一定の限界以上にフェノール類が下水道管に流入した場合、悪臭を発生する。特に塩素化合物が存在している場合には、これと反応してクロルフェノールを生じ強い臭気を発する。また処理場においては活性汚泥の浄化機能を阻害する。

○銅

主な用途としては、電線、合金、貨幣、農薬や医薬品の製造原料等がある。大量に摂取すると慢性中毒を起こす。主な発生源は鉱山排水、金属関係工場からの排水、大気粉塵からの溶出等。また、処理場においては活性汚泥の浄化機能を阻害する。

○亜鉛

青みを帯びた銀白色の金属。主な用途としては、鉄製品のメッキ、乾電池の陰極、合金等がある。大量に摂取すると呼吸器や消化器に障害を起こす。主な発生源は鉱山排水、金属製品工場の排水等。

○鉄

自然界において酸素、ケイ素、アルミニウムについて多く存在する物質で、自動車、鉄道、機械等広い範囲で使用されている。流域の地質によっては自然水中に懸濁物としてかなり多量に含まれているので、水質調査では普通溶解性のものだけを問題にする。溶解性鉄は、通常二価か三価のイオンとして存在する。

○マンガン

灰白色又は銀色のもろい金属。多量に摂取すると神経障害を中心とする慢性中毒を起こす。鉄と同様の理由で、水質調査では通常、溶解性のものだけを問題とする。

○よう素

よう素消費量は、下水中に含まれる硫化物、有機物など酸化されやすい成分によって消費されるよう素量を言い還元性物質の量を目安とされている。よう素消費量が多いと溶存酸素を消費するため、生物処理機能を阻害しまた硫黄酸化細菌の作用により生成する硫酸によって下水道施設の損傷を引き起こす。

○ダイオキシン類

都市ごみ焼却炉の灰や有機塩素系農薬などに含まれる物質群。構造や毒性が類似していることから一括して生体影響評価が行われる傾向にある。残留性、蓄積性が高く、肝臓や皮膚に障害を引き起こし、強い催奇形性や発ガン性をもつことが確認されている。ゴミの焼却等により非意図的に発生するため大きな問題となっている。なお、基準値中のTEQとは毒性等量といい、ダイオキシン類のそれぞれの毒性を、2, 3, 7, 8-体に換算して合計したものである。

○温度

下水管渠や処理場に高温排水が流入すると化学反応や生物学的反応速度が促進される。特に酸性排水との相互作用により鉄材やコンクリート材の腐食が増大され、さらに有機物の分解腐食現象が起こり悪臭や有害ガスを発生させる。

○アンモニア性窒素

水中にアンモニウム塩として含まれている窒素のこと。主な発生源はし尿、家庭下水中の有機物の分解、工場排水等。水道水の浄水処理における塩素の消費量を増大させる原因にもなる。

○亜硝酸性窒素

亜硝酸塩として含まれている窒素のこと。主にアンモニア性窒素の酸化によって生じるが、極めて不安定な物質で、好氣的環境では硝酸性に、嫌氣的環境ではアンモニア性に速やかに変化する。多量に摂取すると、血色素と反応して血液の酸素運搬能力を低下させる。

○硝酸性窒素

硝酸塩として含まれている窒素のこと。多量に摂取すると、体内で亜硝酸性に還元されてメトヘモグロビン血症などの障害を起こす。

○水素イオン濃度（pH）

pHが7のものを中性、7未満のものを酸性、7を超えるものをアルカリ性という。強酸性または強アルカリ性の排水が下水道管に流入すると、管渠、ポンプ場、処理施設のコンクリート等を侵したり、pHの大幅な変化によって有害物質を発生する場合がある。処理場では生物処理に支障をきたし、汚泥の消化過程ではガスの発生に大きく影響する。

○生物化学的酸素要求量

水質汚濁を示す代表的な指標で、溶存酸素の存在する状態で水中の微生物が増殖呼吸作用によって消費する酸素をいう。有機物量のおおよその目安として使われ、水の有機物汚染が進むほどその値は大きくなる。大量の海遊性有機物が下水道管に流入すると、管底に堆積して、管渠を閉塞させる場合もある。

○浮遊物質

浮遊物質とは、水中に懸濁している直径2mm以下の不溶解性の粒子状物質のこと。一般的に清浄な河川水では粘土成分を主体に若干の有機物を含むものにより構成されることが多いが、汚染の進んだ河川水は有機物の比率が高まる。水の濁り、透明度などの外観に大きな影響を与える。

○ノルマンヘキサン抽出物質

ノルマルヘキサンという有機溶媒によって抽出される不揮発性の物質の総称で、水中の油分の指標のひとつである。鉱物油と動植物油に大別される。このような物質を多く含む廃水が下水道にそのまま排出されると管渠内で火災や爆発の危険を招き、また管内部に付着して管渠を閉塞することがある。処理場においては活性汚泥の呼吸が阻害され処理機能が低下する。

○窒素

主にし尿、生活排水等に含まれ、水中の微生物により有機性窒素→アンモニア性窒素→亜硝酸性窒素→硝酸性窒素に酸化されていく物質を窒素という。下水処理の過程において各窒素化合物の濃度は処理状況により変化するため、それらの濃度を測定することにより処理状況の判定や操作条件の検討など維持管理上の指針とすることができる。高濃度の場合、通常の生物処理では除去が困難である。

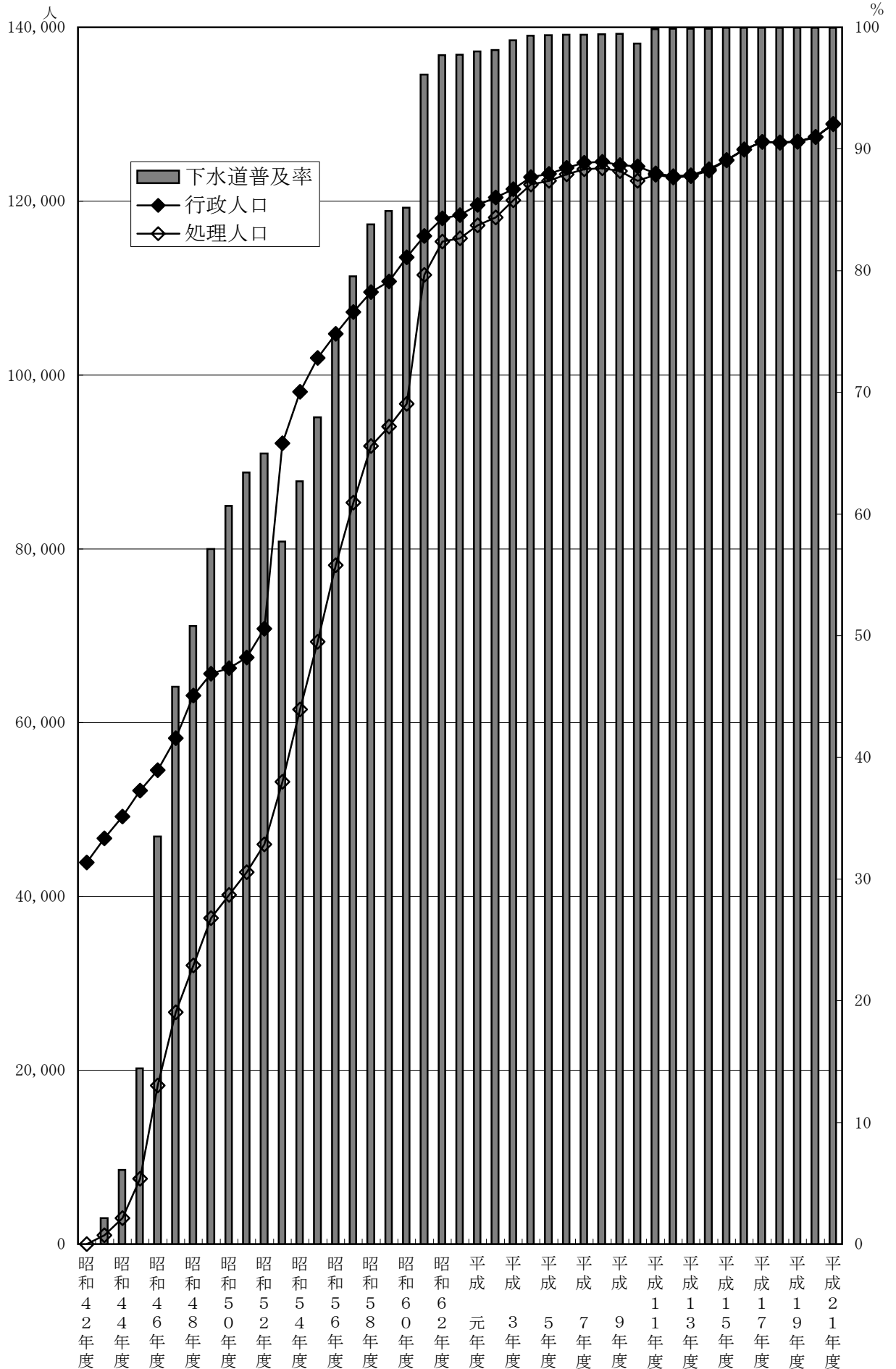
○りん

動植物の増殖に欠かせないもので、窒素とともに栄養塩と呼ばれ、その存在量は、富栄養化の目安として使われている。主な発生源は生活排水、畜産排水、工業排水等。し尿、洗剤、肥料などに多く含まれ、生物の活動において必須の元素である物質。その濃度が高すぎると湖沼や海域の富栄養化を促進する一因となる。

5 下水道普及率

項目	猪名川流域関連公道			安威川流域関連公道			池田処理区			合計		
	行政人口(人)	処理人口(人)	普及率(%)	行政人口(人)	処理人口(人)	普及率(%)	行政人口(人)	処理人口(人)	普及率(%)	行政人口(人)	処理人口(人)	普及率(%)
昭和42年度	43,913	0	0.0	-	-	-	-	-	-	43,913	0	0.0
昭和43年度	46,669	1,000	2.1	-	-	-	-	-	-	46,669	1,000	2.1
昭和44年度	49,186	3,000	6.1	-	-	-	-	-	-	49,186	3,000	6.1
昭和45年度	52,155	7,526	14.4	-	-	-	-	-	-	52,155	7,526	14.4
昭和46年度	54,545	18,270	33.5	-	-	-	-	-	-	54,545	18,270	33.5
昭和47年度	58,191	26,660	45.8	-	-	-	-	-	-	58,191	26,660	45.8
昭和48年度	63,119	32,060	50.8	-	-	-	-	-	-	63,119	32,060	50.8
昭和49年度	64,624	36,722	56.8	-	-	-	1,000	778	77.8	65,624	37,500	57.1
昭和50年度	65,253	39,200	60.1	-	-	-	1,000	1,000	100.0	66,253	40,200	60.7
昭和51年度	66,501	41,800	62.9	-	-	-	1,000	1,000	100.0	67,501	42,800	63.4
昭和52年度	69,806	45,000	64.5	-	-	-	1,000	1,000	100.0	70,806	46,000	65.0
昭和53年度	74,093	47,200	63.7	17,063	5,000	29.3	1,000	1,000	100.0	92,156	53,200	57.7
昭和54年度	77,463	55,300	71.4	19,624	5,200	26.5	1,000	1,000	100.0	98,087	61,500	62.7
昭和55年度	79,366	62,000	78.1	21,609	6,300	29.2	1,000	1,000	100.0	101,975	69,300	68.0
昭和56年度	80,776	69,300	85.8	22,949	7,800	34.0	1,000	1,000	100.0	104,725	78,100	74.6
昭和57年度	82,552	75,000	90.9	23,710	9,300	39.2	1,000	1,000	100.0	107,262	85,300	79.5
昭和58年度	83,709	77,800	92.9	24,852	13,000	52.3	1,000	1,000	100.0	109,561	91,800	83.8
昭和59年度	84,219	79,105	93.9	25,556	13,934	54.5	1,000	1,000	100.0	110,775	94,039	84.9
昭和60年度	85,560	80,630	94.2	26,965	15,063	55.9	1,000	1,000	100.0	113,525	96,693	85.2
昭和61年度	87,166	84,021	96.4	27,836	26,490	95.2	1,000	1,000	100.0	116,002	111,511	96.1
昭和62年度	87,494	85,584	97.8	29,540	28,770	97.4	1,000	1,000	100.0	118,034	115,354	97.7
昭和63年度	87,338	85,658	98.1	30,047	29,080	96.8	1,000	1,000	100.0	118,385	115,738	97.8
平成元年度	88,121	86,460	98.1	30,440	29,751	97.7	1,000	1,000	100.0	119,561	117,211	98.0
平成2年度	88,623	86,978	98.1	30,772	30,165	98.0	1,000	1,000	100.0	120,395	118,143	98.1
平成3年度	88,815	87,750	98.8	31,555	31,339	99.3	1,000	1,000	100.0	121,370	120,089	98.9
平成4年度	89,617	88,876	99.2	32,156	32,046	99.7	1,000	1,000	100.0	122,773	121,922	99.3
平成5年度	89,527	88,831	99.2	32,623	32,521	99.7	1,000	1,000	100.0	123,150	122,352	99.4
平成6年度	89,513	88,846	99.3	33,336	33,231	99.7	1,000	1,000	100.0	123,849	123,077	99.4
平成7年度	89,517	88,855	99.3	33,883	33,798	99.7	1,000	1,000	100.0	124,400	123,653	99.4
平成8年度	89,264	88,617	99.3	34,273	34,188	99.8	1,000	1,000	100.0	124,537	123,805	99.4
平成9年度	88,479	87,850	99.3	34,654	34,618	99.9	1,000	1,000	100.0	124,133	123,468	99.5
平成10年度	88,063	86,875	98.7	34,734	34,266	98.7	1,200	1,200	100.0	123,997	122,341	98.7
平成11年度	87,512	87,333	99.8	34,506	34,474	99.9	1,200	1,200	100.0	123,218	123,007	99.8
平成12年度	87,176	87,074	99.9	34,575	34,543	99.9	1,100	1,100	100.0	122,851	122,717	99.9
平成13年度	87,200	87,098	99.9	34,694	34,662	99.9	1,100	1,100	100.0	122,994	122,860	99.9
平成14年度	87,800	87,702	99.9	34,769	34,737	99.9	1,100	1,100	100.0	123,669	123,539	99.9
平成15年度	88,322	88,294	100.0	35,307	35,278	99.9	1,100	1,100	100.0	124,729	124,672	100.0
平成16年度	89,459	89,431	100.0	35,423	35,394	99.9	1,100	1,100	100.0	125,982	125,925	100.0
平成17年度	90,397	90,369	100.0	35,351	35,330	99.9	1,100	1,100	100.0	126,848	126,799	100.0
平成18年度	90,600	90,578	100.0	35,083	35,062	99.9	1,100	1,100	100.0	126,783	126,740	100.0
平成19年度	90,828	90,794	100.0	34,935	34,919	100.0	1,100	1,100	100.0	126,863	126,813	100.0
平成20年度	91,471	91,437	100.0	34,831	34,815	100.0	1,100	1,100	100.0	127,402	127,352	100.0
平成21年度	92,205	92,171	100.0	35,597	35,581	100.0	1,100	1,100	100.0	128,902	128,852	100.0

下水道普及率グラフ



6 特定事業場等の状況(平成21年度)

特定施設の種類の 項 目	事業場数(件)			排出量 (m ³ /日平均)	直罰対象 事業場数 (件)
	猪名川流域	安威川流域	合計		
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)第2条に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	1	—	1	67	—
生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	1	—	1	2	—
旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(下宿営業を除く。)をいう。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設	1	—	1	141	—
弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)	1	—	1	32	—
洗たく業の用に供する洗浄施設	27	3	30	83	6
写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	17	6	23	18.3	—
病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。)で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設	2	0	2	466	2
自動式車両洗浄施設	26	8	34	228.7	—
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設	—	—	—	—	—
一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設	—	1	1	203	1
計	76	18	94	1241	9
除害施設設置事業場	11	6	17	1198	—

7 特定事業場等及び監視状況

年 度	17年度			18年度			19年度			20年度			21年度		
	事業場数(件)	立入検査のべ回数(回)	注意指示のべ回数(回)	事業場数(件)	立入検査のべ回数(回)	注意指示のべ回数(回)	事業場数(件)	立入検査のべ回数(回)	注意指示のべ回数(回)	事業場数(件)	立入検査のべ回数(回)	注意指示のべ回数(回)	事業場数(件)	立入検査のべ回数(回)	注意指示のべ回数(回)
特定施設の種類の項目															
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)第2条に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	1	1	—	1	1	—	1	1	—	1	1	—	1	1	—
生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	1	—	—	1	—	—	1	—	—	1	—	—	1	—	—
旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(下宿営業を除く。)をいう。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設	1	1	—	1	1	—	1	1	—	1	1	—	1	1	—
弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)	1	4	4	1	4	4	1	4	4	1	4	—	1	4	—
洗たく業の用に供する洗浄施設	36	8	—	36	8	—	36	8	—	30	8	—	30	10	—
写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	23	—	—	23	—	—	23	—	—	23	—	—	23	—	—
病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。)で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設	2	6	—	2	6	—	2	6	—	2	6	—	2	6	—
自動式車両洗浄施設	33	20	—	34	20	—	38	20	—	34	8	—	34	11	—
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設	1	6	—	—	—	—	1	6	—	1	6	—	1	6	—
計	100	47	4	99	40	4	104	46	4	94	34	—	94	34	—
除害施設設置事業場	11	10	3	10	10	3	10	10	3	10	8	1	10	8	1

8 流域下水道接続点関係 水質監視状況

流域名	監視箇所	監視箇所数	監視頻度	備考
猪名川流域	1	瀬川地内	年12回	pH、BOD、浮遊物質量、ノルマンヘキサン抽出物質含有量 他29項目 (計33項目)
安威川流域	2	粟生間谷東地内	年12回	pH、BOD、浮遊物質量、ノルマンヘキサン抽出物質含有量 他37項目 (計41項目)
		小野原東地内	年12回	pH、BOD、浮遊物質量、ノルマンヘキサン抽出物質含有量 他28項目 (計32項目)

9 特別排水設備設置状況

設置年度	設置件数	
	ポンプアップ(件)	排水管敷設(件)
昭和60年度		8
昭和61年度	1	5
昭和62年度	2	3
昭和63年度		7
平成元年度	1	4
平成2年度		2
平成3年度		2
平成4年度	2	1
平成5年度		2
平成6年度		
平成7年度		
平成8年度		
平成9年度		
平成10年度		1
平成11年度		
平成12年度		
平成13年度	3	
平成14年度		
平成15年度	1	
平成16年度	1	
平成17年度		
平成18年度		
平成19年度		
平成20年度		
平成21年度	1	
合計	12	35

10 萱野汚水中継ポンプ場施設概要

所在地	箕面市稲二丁目12番5号
供用開始	昭和45年(1970年)7月1日
流入面積	計画 496.6ヘクタール 現況 402.8ヘクタール
ポンプ能力	30m ³ /分(15m ³ /分×2台、30m ³ /分×1台:うち予備1台)
土地面積	2,460m ²

施設概要

区分	設備名	内容	設置年度	
建物	ポンプ室	R C地下2階 地上1階 153m ²	昭和44年度	
	管理事務所	R C地上3階 97.5m ²	昭和56年度	
	沈砂池上屋	鉄筋平屋 317.54m ²	昭和57年度	
	電気室・発電室	R C平屋 144m ²	昭和58年度	
施設	1号 汚水ポンプ	口径500mm 1台 30m ³ /分	平成5年度	
	2号 汚水ポンプ	口径350mm 1台 15m ³ /分	平成19年度	
	3号 汚水ポンプ	口径350mm 1台 15m ³ /分	平成18年度	
	沈砂池	1.2m×8.0m×0.56m 2池		昭和44年度
		1.25m×8.0m×0.56m 2池		昭和57年度
	自動除塵機(3台)	1号		平成18年度
		2号		平成元年度
		3号		平成6年度
	沈砂掻揚機(3台)	1号		平成18年度
		2号		平成元年度
		3号		平成7年度
	沈砂洗淨装置	1台		平成19年度
	し渣脱水施設	1台		平成19年度
	自家発電装置	ディーゼルエンジン 600馬力 1,200回転/分		昭和58年度
発電機	6,600ボルト 500キロボルトアンペア		昭和58年度	
重油タンク	4,000リットル		昭和58年度	

11 マンホールポンプ一覧表

項目	マンホールポンプ名	設 備 内 訳				設置年月 (設置位置)	流域戸数
		型 式	口 径	揚程×揚水量	出 力		
1	瀬川第1 マンホールポンプ	SER71T3B 2台	65mm	4.5m×0.16m ³ /分	0.75KVA	平成11年2月 (公園)	43
2	半町第1 マンホールポンプ	SER-51T1A 2台	50mm	5.0m×0.27m ³ /分	0.75KVA	平成5年4月 (民有地)	6
3	牧落第1 マンホールポンプ	KS-VL52AA 2台	50mm	4.8m×0.16m ³ /分	0.75KVA	平成18年3月 (公園)	1
4	新稲第1 マンホールポンプ	KS-VL52AA 2台	50mm	6.7m×0.18m ³ /分	0.75KVA	平成元年3月 (民有地)	5
5	西小路第1 マンホールポンプ	KS-VL52AA 2台	50mm	3.0m×0.20m ³ /分	0.75KVA	平成元年3月 (公園)	5
6	西小路第2 マンホールポンプ	KS-VL52AA 2台	50mm	5.6m×0.20m ³ /分	0.75KVA	平成2年3月 (保育所)	8
7	稲第1 マンホールポンプ	KS-VL52A 2台	50mm	5.2m×0.27m ³ /分	0.75KVA	平成19年2月 (河川)	2
8	西宿第1 マンホールポンプ	SER51T1B1 2台	50mm	4.5m×0.20m ³ /分	0.75KVA	平成8年3月 (里道)	5
9	大門橋 マンホールポンプ	TOS80U 2台	80mm	4.0m×1.00m ³ /分	2.20KVA	平成21年3月 (箕面公園)	—
10	石子詰 マンホールポンプ	TOS80U 2台	80mm	11.0m×0.53m ³ /分	3.70KVA	平成21年3月 (箕面公園)	—
11	落合橋 マンホールポンプ	100DV65.5A 2台	100mm	9.9m×1.22m ³ /分	5.50KVA	平成22年3月 (箕面公園)	—
12	楓橋 マンホールポンプ	TOS100C45.5-62 2台	100mm	13.0m×0.80m ³ /分	5.50KVA	平成22年3月 (箕面公園)	—
13	外院第1 マンホールポンプ	SER-51T1A 2台	50mm	5.5m×0.27m ³ /分	0.75KVA	平成3年3月 (下水道敷)	15
14	間谷第1 マンホールポンプ	KS-VL52A 2台	50mm	5.2m×0.27m ³ /分	0.75KVA	平成19年2月 (民有地)	1
15	間谷第2 マンホールポンプ	SER-51TA 2台	50mm	3.0m×0.20m ³ /分	0.75KVA	平成4年3月 (民有地)	2
16	間谷第3 マンホールポンプ	SER51T3B1 2台	50mm	5.6m×0.159m ³ /分	0.75KVA	平成10年2月 (民有地)	12
17	間谷第4 マンホールポンプ	KS-VL52AA 2台	50mm	6.3m×0.16m ³ /分	0.75KVA	平成18年3月 (里道)	2
18	上止々呂美第1 マンホールポンプ	CVL501-P65B 2台	65mm	6.5m×0.16m ³ /分	0.75KVA	平成13年4月 (民有地)	1
19	下止々呂美第1 マンホールポンプ	CVL651-P65G 2台	65mm	9.0m×0.16m ³ /分	1.50KVA	平成14年4月 (止々呂美小学校)	—
20	下止々呂美第2 マンホールポンプ	CVL651-P65G 2台	65mm	9.0m×0.16m ³ /分	1.50KVA	平成13年4月 (幼稚園)	—

備考 KVA：キロワットアンペア

箕面市地形図

